

北条重時の家訓と親子関係

余 霞*

The Family Precepts of Hojo Shigetoki and Parent-Child Relationship

Using the oldest and the only samurai family precepts of the Kamakura Period –“Rokuhara Tandai kakun” and “Gokurakuji-dono Goshosoku” as materials, which were written by Hojo Shigetoki, a central figure in the government of the Kamakura shogunate as materials, this paper analyzed the differences and similarities in the recognition and attitude toward the parent-child relationship shown in the two family precepts, and explored the historical and ideological background behind them. In the Kamakura Period, parental authority was strong. Parents demanded absolute obedience from their children. In such an era, Shigetoki was bound by the laws and customs of the time, but he was also blessed with the abundant Buddhist thought, especially Pure Land Buddhism of that era, so that he could improve self-cultivation and treat his children with a mild and humane demeanor. By examining the characteristics of the parent-child relationship that appear in the representative Shigetoki family precepts in this way, we can also see the characteristics of the parent-child relationship in samurai society of the Kamakura Period.

1、はじめに

日本の家訓は、「〇〇家訓」というような標題のほか、「教訓」、「教諭」、「訓戒」、「訓諭」、「遺訓」、「遺言」、「掟書」といったさまざまな名称があるが、いずれにしても一家の中心となる人物が家の存立と家業・家職の発展とを目的として子孫や同族や家臣に与える教訓をいう。家訓の最大の目的は家の後継者の養成にある。

現代社会における子ども教育の主な目的は、家全体の繁栄ではなく、子ども自身の成長や発展にあるのだが、今も昔も親がわが子を思う気持ちに変わりはない。実際に家訓の内容を詳しく見ると、親が子を慈しむ気持ちや、親の生活経験を子に伝えようとする意欲も十分に読み取れる。

親の養育態度や家族生活が、子どもの人格形成に大きな影響を与えているということは多言を要しない。現代の子ども教育は家庭と学校、社会と

いう三つの分野で行われているが、そのなかで子どもの人格形成の場として最も期待される場所は家庭であろう。しかし現状はどうであろうか。子どもの人格形成の場として十分な機能を發揮しているといえようか。

伝統社会では家庭は子ども教育が行われる主な場として、人格形成の面でも最も重要な役割を果たしていた。その意味でも、伝統社会において親が子に教える価値観を残している家訓を読むことは、現代の我々にとって過去の貴重な経験を学ぶ良い機会となる。本稿では武家家訓のなかで最古のものとされている北条重時の家訓に着目したい。

鎌倉時代中期、六波羅探題や幕府連署などの長を歴任した政治の中心人物であった北条重時(1198～1261)によって書かれた「六波羅殿御家訓」(以下「御家訓」と記す)と「極楽寺殿御消息」(以下「御消息」と記す)¹は、鎌倉時代の武家家訓として現存する希少な資料である。この二つの家訓は、同一人の手によるものとして、当然共通する内容もあるが、神仏信仰の有無、さらに

* 筑波大学大学院

は異なる人生段階において書かれたものゆえに、同じ主題の訓誡であっても異なる観点が見いだされる。

この両家訓を比較考察した最も早い時期の研究としては、桃裕行氏の『武家家訓の研究』（1947年）と笈泰彦氏の『中世武家家訓の研究』（1967年）がある。桃氏によると、「御家訓」は武士生活の具体的な場面に応じた当座の訓誡であるに対して、「御消息」は宗教思想を原理とする永続性が附与せられた普遍的教戒である²。他方、笈氏は、「御家訓」を世間の良い評判を得て自家一門の権勢を維持するための功利的処世術であるとみなす一方で、「御消息」は仏教思想の影響を受けて、世俗生活のなかでも正直の心による超越的価値を見出し、現世の一家繁栄と来世の極楽浄土を願うものであったという³。二人の研究は、重時の両家訓の全体的な性質を取り扱ったもので、もちろん貴重な研究ではあるが、草創期の研究としては「家庭教育」という視座から見るところ、やや表面的な分析にとどまり、物足りなさが残ることは否めない。

爾来、桃氏と笈氏の先行研究を踏まえながら、さまざまな角度から重時の両家訓を考察した研究が続々と出て来た⁴。しかし、概して言えば、両家訓の成立の歴史的・思想的背景を追求したものがほとんどで、家訓の内容にまで突っ込んで分析したものはほとんどなく、とくに家庭教育の観点から親子関係に焦点を当てた本格的研究はいまだにない現状である。本稿では、「御家訓」と「御消息」の成立の諸事情、とくに重時の思想に著しい段階的な変遷があったことを念頭に置いて、両家訓における親子関係についてその意義を考察していく。

具体的にはまず、「御家訓」と「御消息」における親子関係の特徴をそれぞれ分析し、それを「表」で示しながら、親が子に教育を施す理由と子が親に従うべき理由に焦点を当て、両家訓における親子関係の特徴を整理して異同点をまとめる。次に社会慣習と法律順守という角度から、両家訓

に見える親の子に対する教育権と子の親への服従の義務という社会的背景を論究する。最後に、「御消息」に見える仏教的な要素を取り上げて、重時の仏教観がどのように彼の親子観に影響を与えたかを分析する。

2、「六波羅殿御家訓」における親子関係

「御家訓」の序文に、「人ノ心サマザマナレバ、振舞思ベキ様申ニ付テ烏滸ガマシク、人ニ^{わらわ}咲レノ其一ナレドモ、①人ノ子ハ劣ル親ニハマサラヌ事ナレバ、覚ユル事ヲ大概書テ奉ル。②是ヲ不レ違振舞ベシ。③若是悪キナラバ、ナジカハ子ノ咎ハアルベキ。親ノワロキニテコソ教訓セザルラメト思ヘバ、サノミ語ニテ申モ骨ナケレバ、存ル事ヲ書テ進也。」⁵（論述の便宜上、番号を付加した）とある。

この部分は、①愚かな親でも長年の経験を持っているので、自分の子どもより親が優れている、②子どもは親のいうことに背いてはいけない、③もし子どもが親のいう通りに振舞った結果、人から悪く言われるようならば、それは決して子どもの責任ではなく、親が悪いからだと世間の人に思われるであろう、という三つの内容に分けられる。①と②からは子どもに対して親は絶対的な優位に立ち、子どもの親への絶対服従を要求していることが窺える。③は当時、子どもの教育は親の責任であり、親が子どもに教育を施すことが一般的な状況であったことを示している。また、重時自身が世間の評判を重視し、常に自分の振舞いを自省するタイプの人であったことを伝えていよう。

親が子どもに対して絶対的な権威を持っているということは、「御家訓」の第18条「親ノ言ム事ヲバ何ニ僻事ト思トモ一度モタガウベカラズ。親ノ言ム事ヲタガヘント思ホドナラバ、其ノ所知ニ懸レ望スル事アルベカラズ」からも読み取れる。親がどれほど無理なことを子どもに要求しても、子どもが親の意に逆らうことは許されない。さらに親に逆らう代価として親の所領を継ぐこともできなくなるということである。「親の所領相続と、

親に従うことを交換条件⁶⁾とした利害関係が、親子関係を規定するうえでの著しい特徴となっていたのである。

以上に加えて、「御家訓」の第1条「仏・神・主・親ニ恐ヲナン、因果ノ理ヲ知り、後代ノ事ヲカバミ」によると、親は仏・神・主と同じように恐れ敬うべき存在であるという。「御家訓」では第一条を除いてほかに神仏をいう内容は見当たらず、「御家訓」を著した当時の重時は、いまだ仏教教理には深い造詣をもっていなかったと考えられ、おそらく彼の目に映った神仏の形象は、「当時の一般武士が抱いていたような招福除災の不思議な威力あるものとして恐るべきもの⁷⁾」という程度に止まっていたようである。そうであるならば、「御家訓」に描かれている親のイメージは、人間の力を遥かに超越している仏・神と似通ったものであり、子どもにとっては到底匹敵できない大きな存在、つまり自分の運命を支配するほどの偉大な存在というべきものであったといえる。

3、「極楽寺殿御消息」における親子関係

先行研究によると、「御消息」は仏教的色彩に富んでいるという。「御消息」の序文と跋文にはこの家訓の成立した縁故が述べられており、因縁観、無常観と因果応報といった仏教思想に由来する観念が濃厚に現れている。「親となり、子となるは、先世のちぎりまことにあさからず」（序文）というのは、親子になれるのは過去生にご縁があるからであり、家訓を残すのは今生の親子の縁を大切にするためであるという意味である。「さればおひたる親をさきにたて、若き子のとゞまるこそさだまれる事なれども、老少不定のならひ、誠におもへばわかきとともたのまれぬうき世のしぎなり」（同前）、「露の命の生死無常の風にしたがふならひ、其子ばかりはかげろふのあるかなきかのふぜい也。心におもひいだすをはゞからず申也」（跋文）といい、人の寿命には限りがあり、いつ死ぬのか、親と子のいずれが先に死ぬのかすら知りにくいことであるから、重時は、まだ命のある

うちに自分の生活経験や知恵を子どもや子孫たちに伝えようとしたという。「いかでか人にしのばれ給ふべき心をたしなみ給はざらん」（序文）というのは、生前だらだと日々を送り、空しく死んだなら、生き残った者から偲ばれるはずがないということである。重時は、本人も子孫も生きていよう中には修養に努めなければならないと思いつ立ち、その修養上の便宜を考慮して「御消息」を書いたというのである。

「御消息」の第4条は、まず「おやのけふくんをば、かりそめなりともたがへ給ふべからず」といい、子どもは親に無条件に従うべきであるという主張を掲げている。次に、「いかなる人のおやにてもあれ、わが子わろかれとおもふ人やあるべきなれども、これをもちいる人の子はまれなり」と述べて、親はつねに子が悪くなることを心配して、もっと良くなることを願って教訓を与えているのに対して、子はこのような親心を汲み取って親の教訓を生かすことは稀であるという。さらに「心を返し、目をふさぎて、能々あんずべし。わろからん子を見て、なげかん親の心は、いかばかりかこゝろうかるべし。されば不孝の子とも申つべし。よき子を見て、喜ばん親の心は、いかばかりかうれしかるべき。されば孝の子とも申つべし」と続き、親を心配させる子を不孝の子、親の心を喜ばせる子を孝子と定義する。

そして、第4条の残りの部分は、以下のように多くの紙幅を費やし、年老いた親は外面的な老化の兆候が表れるだけではなく、記憶力も弱くなるし、感情も鈍くなるということを行い、子どもの親への憐れみといった感情に言及して、あらためて子どもは親の言葉に従うべきことを強調している。

たとひ、ひが事をの給ふとも、としよりたらんおやの、物をのたまはん時は、能々心をしずめてきゝ給ふべし。とし老衰へぬれば、ちごに二たびなると申事の候也。かみには雪をいたゞき、額にはなみをよせ、腰にはあづさの弓をはり、鏡のかげもいにしへのすがた

にかはり、あらぬ人かとうたがふ。たまさかにとひくる人は、すさみてのみかへる。げにもととぶらふひとはなし。心さへいにしへにはかはりて、きゝし事もおぼえず、見る事もわすれ、よろこぶべき事はうらみ、うらむべき事を喜ぶ。みなこれ老たる人のならひ也。これを能々心えて、老たる親ののたまはん事をば、あはれみの心をさきとして、背き給ふべからず。すぎぬるかには久しく、行すへはちかく侍ることなれば、今行くほどかの給うべきとおもひて、いかにもしたがひ給うべし。されば老ては思ひわたる事もあるべし。

この一段の最後には、「身にたいしての事ならば、とにもかくもおほせにしたがひ給ふべし。あはれ名ごりになりなん後は、こうくわいのみして、したがふべかりし物をとおもひたまはん事おほかるべし」という文言を加えて、親が生前に言った言葉に従わなければ、親が死んだ後に後悔することになるので、必ず親のいう言葉に違背しないようにと訓誡している。

第24条は継母への態度を主題とするものであるが、その内容からして親に対して子どもが取るべき態度であると理解して差し支えない。なぜかという、「我がはゝにかはりておもふべからず」というように継母を実母のように扱わなければならないからである。また、

まゝはゝの事、まゝこ事にをひてふかくうらみある事、これ又おほきなるあやまり也。そのゆへは、ちゝはそふなり。父のはからいとしてあるところを、子のみとして、はゝを何かといひおもはする事は、ちゝをあぎむくにおなじ。されば父をあぎむかん事は、そのつみのがるべからず。

とあるように、父親は一家のなかでもっとも尊重すべき存在であり、父親が選んだ継母を憎むことは父親に背くことに等しく、父親の心に背く罪は許されることではないので、継母に対して恨みの気持ちを抱いてはいけないということである。さらに、「たとひまゝはゝひが事ありといふとも、を

んななるうへは、さだめてみんぐわのだうりもあるべし」といい、継母が過ちを犯しても、女の事であり、それは前世の因果応報の結果に過ぎないものであるから、道理に外れていることをしても仕方ないことだという。しかも、「おやの心にかなふは、仏神の御心にかなふとひとし」といい、親の権威を神仏の絶対的な権威と同格に位置づけている。

以上のような「御消息」の第4条と第24条への分析から見ると、子どもの親への絶対的な従順は先の「御家訓」と同様に説かれているが、親子関係の内容は微妙に違っているのが分かる。つまり、「御消息」のなかの親への従順は、その理由として、親はいつも子どもが良くなることを願っていること、親の心を喜ばすのが孝子であること、年老いた親に対しては憐憫の心をもつべきこと、子どもは親が亡くなった後に後悔するようなことをしないこと、女親（継母・実母）の僻事は前世の因果応報によること、親心にかなうことは仏神の御心にかなうことと同じである、といった内容が挙げられており、これを要するに、慈悲と寛容という仏教的価値観による親子相互の思いやりの觀念に溢れているのである。

次の「御消息」の言葉は、仏教の因果応報を信じて悪行を働かず善行を積むことを教える内容であるが、そのなかに親自身の修養が子孫に及ぶ影響を与えるのかにも言及していて興味深い。

つみをつくり給ふまじき事、たとへにも、一寸のむしには五分のたましみて、あやしの虫けらもいのちをばおしむ事我にたがふべからず。(中略)人のわづらい、なげきをおい給ふべからず。なげきと申は、つくり物などをすこしもそんさし給ふべからず。子孫にむくう。今生にもそれほどのくるしみあり。後生にてもつみなるべし(第45条)。

仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなをに、後生も極楽にまいり、親のよきには、子も天下にめしいださるゝ事おほし。我が力にあらず。神仏の加護し給ふゆへなり。

何事も弓箭をはじめて、上として名をあらはし、徳をしかせ給ふ事、定法正直にすぎてはなし。親のなおき子は、其身の心ならで人にしられ、諸人はうしんのきあり。されば子孫はんじやう何事かこれにしかん。仏法盛なれば万法さか・〔ん〕なり。すゑの世に仏法を本とせん人、子孫つぎにやなるべしと申候事あるべし。仏神は人をわろかれと思給ふべからず。天魔人をよかれとおもふべからず。しかれば、善事悪事につきて子孫繁昌又たえぬべし。ふるきこと葉にも寸善尺魔と申事あり。能々心得て物にさまたげられ給ふべからず(第47条)。

親が殺生をしたり、物を踏み損じたりするなどの悪行を働いたら、その報いは親自身の今世と来世のみにくのではなく、長く子孫にも苦しみが及ぶ。しかし逆に、親が仏法を崇め正直の心を保とうと努めていれば、親自身は平安無事に今生を過ごし、死後には極楽に生まれることになるが、そのような善い親を持つ子も神仏の加護によって立身出世し、世間からも良い評判が得られる、という内容である。

繰り返すと、親の所作の善悪に対する神仏の賞罰は、親本人だけではなく、子どもにも及んでその運命に影響を与える、ということである。この箇所では、親の子どもに対する権威の裏に神仏という超越的な存在があり、子どもの親への絶対的な従順をいっそう根拠づけている。

4、両家訓における親子関係の異同点と原因

以上の「御家訓」と「御消息」に示された親子関係の内容を、親が子どもに教育を施す理由と、子どもが親に従っていく理由という二点に絞って整理してみると、次のようになる。

家訓別 内容別	「御家訓」	「御消息」
親が子に教育を施す理由	①愚かな親でも子よりは優れている。	①親子の縁を大切にすること。 ②生きているうちに人生の知恵を子に伝える。

	②子の教育は親の責任である。 ③世間の評判を気にせよ。	③死後子孫に思い慕われるためには修養に努める必要がある。
子が親に従うべき理由	①親は神仏のように恐れ敬うべき存在である。 ②親から所領をもらうための条件である。	①親はいつも子が良くなることを願っている。 ②親の心を喜ばすのが孝子である。 ③年寄った親と女親に対して憐憫の心を持つべきである。 ④親が亡くなった後に後悔しないようにする。 ⑤親心にかなうことは仏神の御心にかなうことと同じである。

以上の内容から見ると、両家訓はともに親が子どもに教育を施す任務・責任への自覚を示している。同時にその違いも明らかである。「御家訓」においては、親が子を教育する根本的な理由を世間の評判に置き、子どもが悪いのは親の教育が悪いからという世間の評判を気にして、親という生来の地位から由来する優越的な立場を前面に押し出して子どもを教育するという観点が見られる。これに対して、「御消息」においては仏教の因縁果報の道理の影響を受けて、親子間の今生の縁を大切にすることを出発点として、親が死んだ後、子孫たちにその人柄や人格が偲ばれていくことを目指し、さらにはひたすら子孫の幸せを念願する心において、教訓を残したという。

また、両家訓は同じく、親は子どもに対して絶対的な権威を持っていること、子どもは親に無条件に従うことを強調しているが、「御家訓」では親を神仏のように恐れ敬うべき存在として描き、親の子どもに対する所領支配権を交換条件として提示するなど、親の威圧的な態度が感じ取れる。これに比べて、「御消息」では親の温和な姿勢を強調して、それが子どもの親への理解、共感と憐憫の情、さらには親に従順であることで親の心を喜ばせる孝行に繋がることをいい、親の子どもに対する権威は神仏の絶対性によって裏付けられているということが示されている。

では、両家訓におけるこうした違いはどこから出たものであろうか。重時の両家訓が生まれてきた社会的・思想的な背景からその一端を窺がってみよう。鎌倉時代における武士階層での教育は、主に家庭のなかで親か乳母、あるいは家老によって行われていた。家ごとに代々受け継がれてきた武芸が教えられ、戦争の心得、父祖たちの誇らしい英雄話が語り聞かされて、主従間の恩義を基礎とする一種の実践倫理である「武者の習い」⁸も受け継がれた⁹。武士階級が政権を完全に掌握して支配的地位に就くと、源頼朝を代表とする武家社会の指導者たちは意識的に「武者の習い」を社会の主導的「習い」にするように努めた。このようにして「武者の習い」が教え継がれていき、その内容はだんだん豊富になり、武芸に優れ、勇気のあること、名を重んじ、恥を知ること、実直でありながら思慮深いこと、さらには親孝行をすることなどの素養・品行といった内容もそこに含まれていった¹⁰。すなわち、主従間の御恩と奉公を中心とする「武者の習い」は、親子関係にも影響を与えたと考えられる。鎌倉期、重時の時代に至っては、「武者の習い」は重時の兄である鎌倉幕府三代執権北条泰時による『御成敗式目』の制定によって成文化された¹¹。重時はこのような「武者の習い」を核心とする武士社会の慣習の上に「御家訓」を作ったのである。

親の子に対する教育権と子の親への服従の義務は、上述の武士階層の社会慣習によって初めて世に表わられただけでなく、法的にも裏付けられる。それは、鎌倉時代を遥かにさかのぼる飛鳥から奈良時代の大宝律令（701年）と養老律令（757年）という法律にみられるものであった¹²。たとえば、養老律令の「鬪訴律」に見える「子孫違犯教令。及供養有闕者徒二年」（四十七条子孫違犯教令）¹³、「告祖父母父母者絞」（四十四条告祖父母父母絞）¹⁴、「子孫違犯教令。而祖父母父母毆殺者。徒一年半」（二十八条毆詈祖父母父母）¹⁵などの規定によると、子孫たちは父母や祖父母の教令に違反するか、あるいは彼らは父母や祖先を告訴する場合には罰せ

られる。なお、父母や祖父母自身が、教令違反の子孫を殺した場合はただ一年半に処せられるにすぎないので、殴って懲罰することができたという。父母や祖父母が子孫に教令する権利は、親権の最も重要な権利であった。

また、平安末期から鎌倉初期に成立した公家法の『法曹至要抄』と『裁判至要抄』によると、親は教令に違反した子孫があれば、すでに分与した財産や所領を彼らから取り返すこともできた。『法曹至要抄』にみられる親の権利については、「いわゆる悔還（いったん譲与した財産をとりもどすこと）をはじめ、親権にかかわる法規が処分条のなかに設置されている」¹⁶とされている。明確に規定されていないが、「不孝」＝「罪」を子孫が犯した場合、祖父母父母は悔還権を行使することができるという法律は『法曹至要抄』の中にもあった¹⁷。また、『法曹至要抄』下巻第十一条（処分条十一）においては、

鬪訴律に云く、子孫教令に違犯する者は、徒二年。又条に曰く祖父母父母を告ぐる者は、絞す。説者曰く、生死も亦た同じ、と。これを案ずるに、父母の教令は死生変ぜず。承りて周旋すべし。豈に敢て違犯すべけんや（父母処分用後事）¹⁸

とある。教令に違反した子孫を罰する鬪訴律の条文と、教令違反を禁ずることは親の生前と没後で同じであるという「説者」（ある者）の話が引用されて、「教令違反」は疑いなく「不孝」＝罪と見なされていることが知られる。親は子孫に分与していた財産や所領を、教令違反の名目で取り返すことができたということである。

『法曹至要抄』を継承した『裁判至要抄』にも似た条文が見える。

鬪訴律に云く、子孫教令に違反するものは、徒二年。又条に云く、祖父母父母を告ぐる者は、絞す。説者云く、死生も亦同し、と。これを案ずるに、祖父母父母の教令は死生変ぜず。然るに則ち数度改易すと雖も、最後の状を以て受領すべし。告言理訴の道無きに依る

なり。凡そ子孫ひそかに財を蓄ふと雖も、偏ひとえに祖父母父母の意に任すべき也」(第二十六条 父母祖父母讓可用状事)¹⁹。

とあるように、親の教令に違反した場合、自分で蓄積した財産であっても父母や祖父母の意志によって処分されることもある。これらは、親の子孫に対する強力な教令権を示すものである。

『法曹至要抄』と『裁判至要抄』の影響を受けたように見える、前にも触れた貞永元年(1232)の北条泰時によって制定された武家基本法典である『御成敗式目』²⁰の中には、やはり「悔還」という文言が用いられ、以下の第20条、第22条、第26条の条文の中には親が子に分与した所領に対して所有権と悔返権を持つことが明確に規定され、子に対する絶対的な親権が窺われる。

讓状を得るの後、その子父母に先だち死去せしむる跡の事。右、その子見在(生存)せしむるといへども、悔い還すに至っては何の妨げあらんや。いはんや子孫死去の後は、ただ父祖の意に任すべきなり。(第20条)

父母所領配分の時、義絶にあらずといへども成人の子息に譲り与へざる事。嫡子たりといへども指したる奉公なく、また不孝の輩においては沙汰の限りにあらず。(第22条)

所領を子息に譲り、安堵の御下文を給はるの後、その領を悔い還し、他の子息に譲り与ふる事。右、父母の意に任すべきの由。(第26条)

『御成敗式目』の制定にあたって、泰時は弟重時に宛てた書簡にその趣旨を伝えており、兄の良き補佐であった重時その後『式目』の全国への伝達に尽力している。ここで検討している「御家訓」は、『御成敗式目』の制定の四年目に作られたものである。そうした前後関係を勘案すれば、「御家訓」は『御成敗式目』の影響下で作成されたということも容易に想像される。例えば、前出の「親ノ言ム事ヲタガヘント思ホドナラバ、其ノ所知ニ懸レ望スル事アルベカラズ」(「御家訓」第18条)という親の子に対する所領支配権の強調は、

上の『御成敗式目』の所領相続に関する条例と関係があるものと見られる。

実は『御成敗式目』の影響は、単に「御家訓」だけではなく、後の「御消息」からも推定することができる。例えば、「御消息」第1条の「神は人のうやまうにより威を増し、人は神のめぐみによりて運命をたもつ」という言葉は、『御成敗式目』第1条の「神社を修理し、祭祀を専らにすべき事。右、神は人の敬ひによって威を増し、人は神の徳によって運を添ふ」という条文を彷彿させる。つまり、「御家訓」を書いた時の重時は、仏教に対しては、ただ「因果ノ理」という程度の表面的な理解しか持っておらず、仏・神を単に恐ろしい存在として認識していた。それが「御消息」を書くに至っては、『御成敗式目』と大体同じ言葉を駆使しながら、神の威力は人間の敬いによって増していき、人間の運命は神仏の恵みによって保たれるという、人間と神仏の相互作用を認めるような認識下で、神仏の加護は神仏の一方的な恵みではなく、人間の「敬ひ」が前提にあるという「人間の主体性への信頼」をほのめかすものになっているのが分かる²¹。

「御消息」ではこのような仏神の加護に導く「人間の主体性」は、正直の心を持つことによって発揮されると考えられ、「正直」という文言が多用されている²²。「御消息」における親子関係を考察する場面ですでに分析したように、「御消息」の第47条は、このような世俗現実への配慮と仏教思想とを両立させた好例である。正直な親は今生を無事に過ごし、死後は極楽に行き、子孫もまた親のお蔭で神仏の加護を受けて繁昌することができる。さらに、重時は「御家訓」においては世俗的利益を追究する立場に立って、所領配分を子の絶対従順の条件として挙げていたが、「御消息」の中の、例えば第54条と第55条によって見れば、親に相当する惣領と庶子の相互配慮を教え諭すときに、「仏神の御はからいあり、又は前生のしゆくしうあるらんと思ひて」、「ふるきことばにも六親不和にして三宝のかごなしといへり」と

いった仏教的な表現を用いて報恩を強調している。

さらに付け加えると、「御消息」においては「正直」、「仏神」といった道徳的・宗教的な言葉が多用されているだけではなく、「西方極楽」、「地獄」、「二世」、「先世」、「今生」、「後生」、「無常の心」、「因果の理」などの言葉も多く目につく。「御消息」のなかのこれらの仏教用語による説明は、あるいは「世俗的・経験的・常識的」であるという指摘もあるが²³、難解な仏教教義を分かりやすい言葉で現実具体の日常生活と結びつけて説明したことは、かえって重時の仏教に対する帰依の深まりを示しているものとも言える²⁴。「御消息」のなかで、重時がさりげなく使っている仏教用語をもって、彼の仏教理解をことさら低く評価する必要はない。

重時が、仏教のなかでも具体的にどのような思想に影響されていたかについては、さまざまな説があるが、浄土思想の影響が最も大きいということにはほぼ定説となっている。例えば、桃氏は、先には重時と良観上人（忍性）などの真言律宗との間に少なからぬ関係があることを指摘したが、後には浄土宗西山派の祖たる証空上人の弟子である宗観を媒介して浄土宗西山義と関係を持ったという見解を述べた²⁵。また、石井利雄氏は、「御消息」における「無常」という用語に目を向けて、禅宗の道元からの影響以前に、先行研究を列挙しながら、重時が浄土宗の影響を受けていることは間違いないとした²⁶。江上琢成氏も、重時が多様な信仰を持っていたことに同意しながらも、最終的には重時を浄土宗西山義の受容者であると見なした²⁷。

では、重時の浄土思想を中心とする多種多様な仏教観は、どのように「御消息」の親子関係に具現されているのか。すでに検討した、第45条と第47条に現われている親の功績と罪業の報いは、子が受ける因果応報観を窺わせる。因果応報の原理は、もともと自業自得に基づくもので、「因果の関係を自己と他者の間に見出す考え」は、「回向の思想による因果応報原理からの逸脱」であり、

浄土教はまさしくこの回向の思想を基礎として成り立っているため²⁸、「御消息」における親子関係が浄土教思想に影響を受けたことは疑う余地がないと言えよう。

その他にも、第5条「人にたちまじはらん、おとなしき人をば親とおもふべし。若からんをばをとと思ふべし。又いとけなからんをば子と思ふべし。いかにもうやまふべし」、及び第46条「しやうじんの物をくわざるさきに魚鳥をくうべからず。返々あさましき事なり。その上魚とりは父母、親のしゝむらなりと申、あながちこれらをこのみ給ふべからず」といい、自分の親だけではなく、人間、魚鳥などの一切有情を自分の親兄弟のように扱うことは、「親鸞は父母の孝養のためとて、一返にても念仏まうしたること、未ださふらはず。そのゆへは、一切の有情は皆もて世々生々の父母兄弟なり。いづれもいづれも、この順次生に仏になりて、助けさふらふべきなり」（『歎異抄』第五条）という親鸞の父母孝養に対する態度とほぼ同じである。重時が、浄土教の親鸞の思想から影響を受けたことは疑い容れない。

以上のような分析からみると、重時は当時の『御成敗式目』の影響を受けて「御家訓」を作成した。すなわち、重時が「御家訓」を書くときの親子関係に対する認識は、法令順守、社会通念のレベルにとどまっていた。親が子を教育する責任と権力を持つこと、親の所領権を通じて子どもの絶対的服従を要求することは、当時の社会慣習に順応したためであった。それに対して、重時が「御消息」を書いたときには、浄土教を中心とするさまざまな仏教思想を受け入れていた。子の絶対的従順という際にも、人情味と仏教的世界観がそこに満ちている。

5、終わりに

本論文は、鎌倉時代の幕府政治の中心人物である北条重時の書いた武家最古にして、かつ鎌倉時代の有名な武家家訓である「六波羅探題家訓」と「極楽寺殿御消息」とを材料として、両家訓に示

されている重時の親子関係に対する認識と態度の異同点を分析し、その背後にある歴史的・思想的な要因を探究したものである。鎌倉時代は親権の強い時代であり、親は子に絶対従順を要求していた。そうした時代において、重時は、当時の法制や慣習による制約を受けながらも、その時代の豊富な仏教思想に恵まれて、とりわけ浄土思想を受け入れて、みずから修養を重ね温和で人情味の溢れる態度をもって子に接していたのであった。

当時、重時のように壮年期に世俗生活に専念し、晩年に極楽往生を遂げようと努力した武士は多く存在していた。また、重時は確かに仏門に入った後に「御消息」を書き残したが、彼のその家訓を書いた目的は、北条氏一家の末永い繁昌にあった。つまり重時は、仏教徒であっても現実主義の中に生きた武士であった。北条氏一族は鎌倉幕府の中心的位置にあったので、当然北条氏のその家訓は、他の武家社会にも大いに影響を与えたことだろう。その意味において、重時の家訓は、江戸時代にあつて儒教思想の色合いが濃い家訓とは異なり、鎌倉時代の武家社会の仏教的な家訓として、中世社会の親子関係の特徴とあり方が窺える貴重な資料として位置付けられる。

- 1 本稿で引用する「六波羅殿御家訓」と「極楽寺殿御消息」の言葉は、小澤富夫『武家家訓遺訓集成』（ペリかん社、2003年、21～64頁）を利用した。引用部分は本文において小沢の分類に従って適宜条番号を示した。
- 2 桃裕行「北条重時の家訓解説」（『武家家訓の研究』、桃裕行著作集第三巻、思文閣出版、1988年、初出は1947年）。
- 3 笈泰彦『中世武家家訓の研究』（風間書房、1967年）。
- 4 例えば、石井利雄「北条重時家訓試考」（『日本歴史』322、1975年）37-45頁。山本博也「北条重時家訓と仏教」（『昭和女子大学文化史研究』11巻、2007年）37-48頁。江上琢成「『北条重時家訓』における宗教思想の性格」（『大谷大学大学院研究紀要』、大谷大学大学院編（16）、1999年）75-103頁。
- 5 小澤富夫『武家家訓遺訓集成』（ペリかん社、2003年）21頁。（本論文における「六波羅殿御家訓」と「極楽寺殿御消息」についての原文は全部この本から引用した）。
- 6 桃裕行、前掲書、110頁。
- 7 笈泰彦、前掲書、32頁。
- 8 「武者の習い」・「坂東武者の習い」（『平家物語』のほかに、「弓矢の習い」・「弓矢とる身の習い」（『平家物語』）、「弓馬の道」（『太平記』）、「兵（つはまの）の道」（『宇治拾遺物語』）などの表現も見られる。
- 9 笈泰彦、前掲書、10頁。竹内明「鎌倉武士の道徳：その人間像の変遷に関わって」（『仏教大学研究紀要』68号、1984年）169頁。
- 10 竹内明、同上、168頁。河合正治『中世武家社会の研究』（吉川弘文館、1973年）77-78頁。
- 11 竹内明、前掲論文、177-178頁。
- 12 牧英正・藤原明久編『日本法制史』（青林書院、1993年）70頁。
- 13 律令研究会編『譯註日本律令三 律本文編下』（東京堂出版、1975年）659頁。
- 14 同上書、652頁。
- 15 同上書、623頁。
- 16 棚橋光男『大系日本の歴史4 王朝の社会』（小学館ライブラリー、1992年）298頁。
- 17 長又高夫『日本中世法書の研究』（汲古書院、2000年）、212頁。
- 18 内外書籍株式会社編『群書類従：新校・第四巻』（内外書籍、1931年）、201頁。「鬪訴律云。子孫違犯教令者。徒二年。又条曰。告祖父母父母者。絞。説者曰。生死亦同。案之。父母教令死生不変。承而可周旋。豈敢可違犯哉」
- 19 同上書、161頁。「鬪訴律云。子孫違犯教令。徒二年。又条云。告祖父母父母者。絞。説者云。死生亦同。案之。祖父母父母教令死生不

変。然則数度雖改易。以最後之状可受領。依無告言理訴之道也。凡子孫雖私蓄財。偏可任祖父母父母意也」

- 20 石井進 [ほか] 校注『中世政治社会思想上日本思想史大系21』(岩波書店刊行、1972年) 8-38頁。
- 21 山本博也、前掲論文、38-39頁。
- 22 「御消息」の第一条「しかれば仏・神の御前に参りては、今生の能には、正直の心をたまはらんと申すべし」のほかに、第四十七条「仏法をあがめ、心を正直にもつ人は、今生もすなおに、後生も極楽にまいり」、第八十五条「食欲をすて、正直ならんと、神にも仏にもいのるべし」などがある。
- 23 山本博也、前掲論文、46頁。
- 24 江上琢成、前掲論文、87頁。
- 25 桃裕行「極楽寺多宝塔供養願文と極楽寺版瑜伽戒本」(『武家家訓の研究』、桃裕行著作集第三卷、思文閣出版、1988年) 265頁。
- 26 石井利雄、前掲論文、43-45頁。
- 27 江上琢成、前掲論文、87頁。
- 28 気多雅子「罪と報い」(岩波講座『日本文学と仏教』第二卷「因果」岩波書店、1994年) 262頁。